都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について（案）

指導

指導にあたっての基本的方針

集団指導

制度管理の適正化のための指導については、都道府県（老健施設にあっては政令指定都市、中核市等）及び市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。

①指定事務の制度説明
→「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」
②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
→「監査指導の権限行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」
③介護報酬請求に係る過誤・不正防止
→「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」

→ 制度の理解 / 不正の防止 → 制度管理の適正化

第23条・第24条に基づく実地指導

実地指導については、施設サービス、居宅サービスを行う事業者及び施設に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じ厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。

運営指導

○高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、個別ケアを推進するため個々の利用者について個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスについてヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプラン等が適切に行えるよう指導する。

※著しい運営基準違反が確認された場合（虐待、身体拘束　等）
- 生命の危険がある場合　→　監査へ変更
- 生命の危険がない場合　→　一般行政指導（必要に応じ過誤調整）

→ 高齢者虐待防止 / 身体拘束禁止

報酬請求指導

○各種加算等について、報酬基準等に基づき体制は確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導する。

※報酬請求に不正が確認された場合
- 著しく悪質な請求と認められる場合　→　監査へ変更
- 上記以外の場合　→　一般行政指導（必要に応じ過誤調整）

→ 不正の防止

→ ケアの実現 よりよい

効果

制度管理の適正化

ケアの実現 よりよい

監査

情報

○利用者・家族等からの通報、内部密告

○国保連、地域包括支援センターに寄せられる苦情

○「介護サービス情報の公表」制度に係る報告の未実施情報

○保険者が独自に行う介護給付費分析から特異傾向を示す事業者

行政指導

◆報告等（実地検査）◆

※第76条等 改善勧告に至らない場合 → 改善報告書

基準違反の発覚

◆改善勧告◆（※第76条の2第1項等）

正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかったとき

期限内に勧告に従わなかったとき → ◆公表◆（※第76条の2第2項等）

必ずしも公表する必要はない

行政処分

遵守すべき事項が明確にされている場合においては、意見陳述のための手続きを省略できる。

◆改善命令◆ / ◆公示◆（※第76条の2第3項、第4項等）

命令に従わないとき

不利益処分をしようとする場合の手続 ↓聴聞・弁明の機会を付与

◆指定の取消◆

※第77条、第78条の9、第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の8、第115条の17、第115条の26

◆指定の効力の全部又は一部停止◆

※条文は指定の取消と同じ
＜利点＞
①不適正な部分のみサービスの停止ができるといった柔軟性
②不正請求の事実の証拠固めをするための報告徴収や検査を十分に行うことができる。

効果

介護保険給付の適正化

行政指導		行政処分	効果
過誤調整	返還金（22条）	返還金＋加算金（22条）	経済上の措置